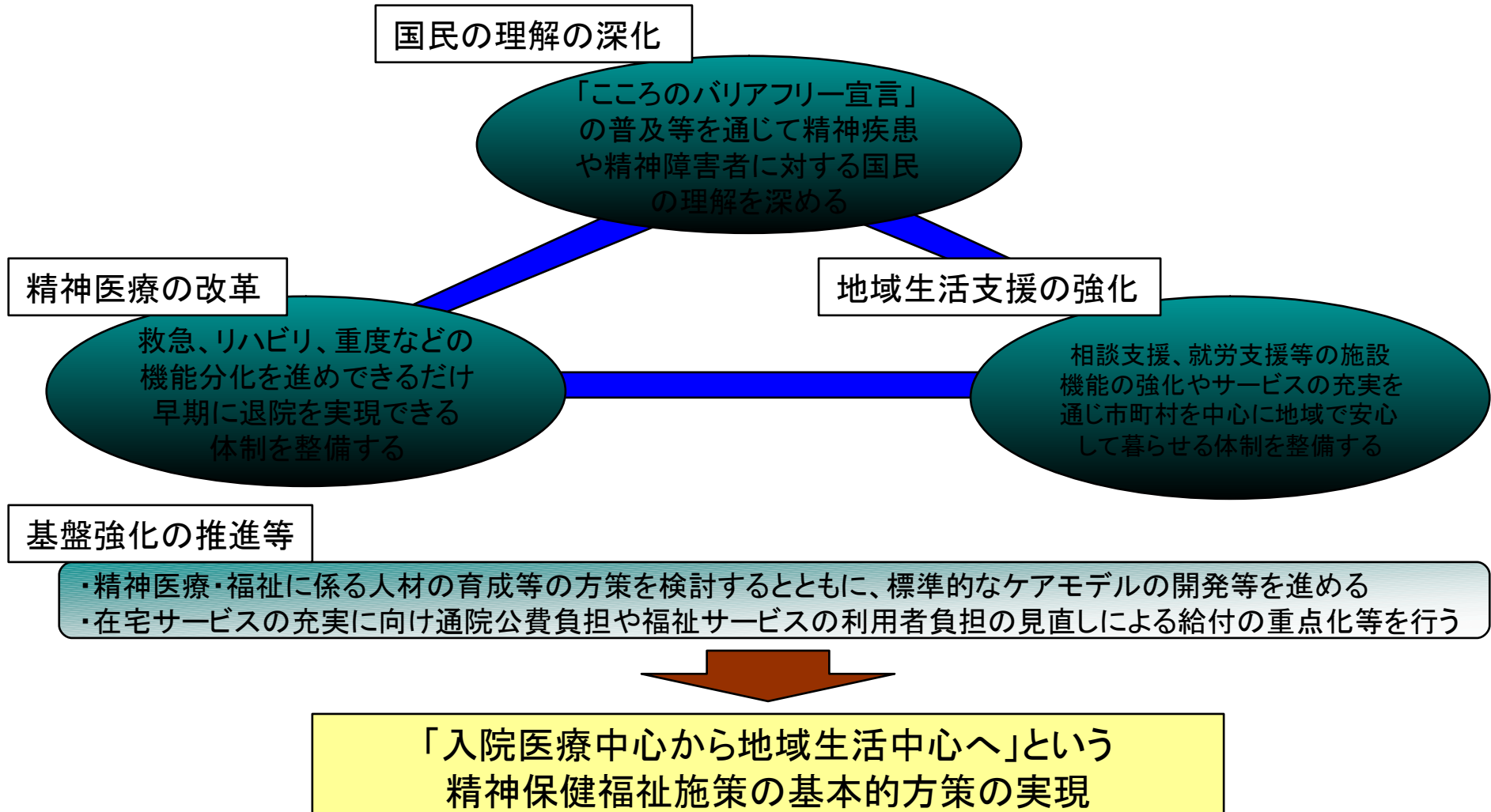


# 精神保健医療福祉施策の現状と退院促進

# 精神保健医療福祉の改革ビジョン

# 精神保健医療福祉の改革ビジョン（H16.9）の枠組み

精神保健福祉施策について、「入院医療中心から地域生活中心へ」改革を進めるため、  
①国民の理解の深化、②精神医療の改革、③地域生活支援の強化を今後10年間で進める。



※上記により、今後10年間で必要な精神病床数の約7万床減少を促す

## ① 国民意識変革の達成目標

精神疾患は生活習慣病と同じく誰もがかかりうる病気であることについての認知度を90%以上。

※ 精神疾患を正しく理解し、態度を変え行動するという変化が起きるよう精神疾患を自分自身の問題として考える者の増加を促す。

## ② 精神保健医療福祉体系の再編の達成目標

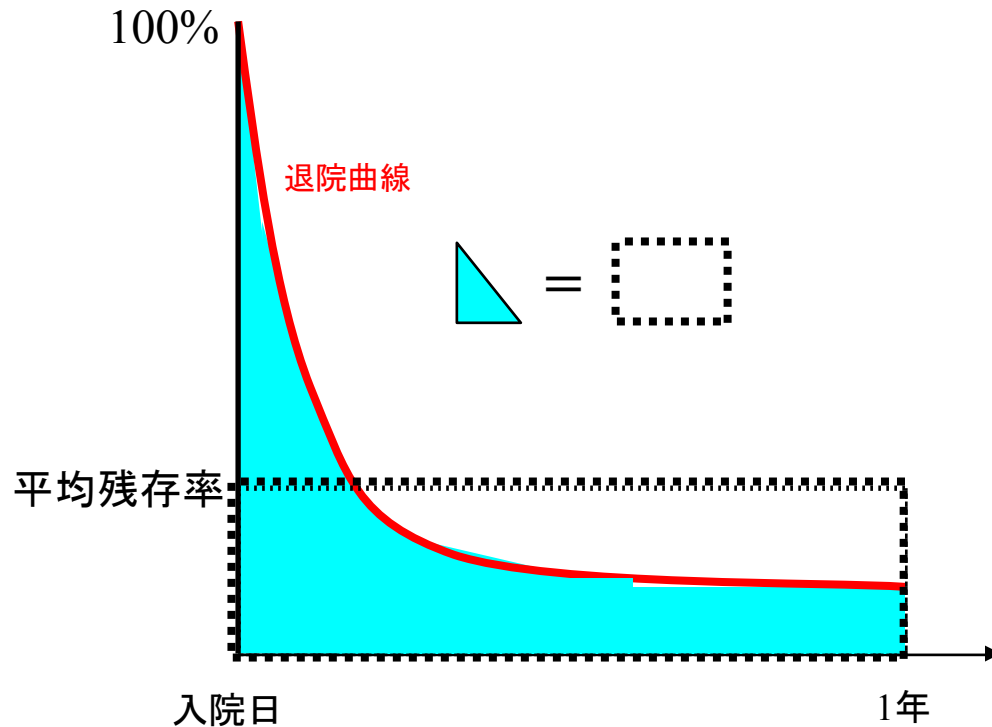
- 各都道府県の平均残存率(1年未満群)を24%以下
- 各都道府県の退院率(1年以上群)を29%以上。

※1 新規に入院する患者については、入院中の処遇の改善や患者のQOL(生活の質)の向上を図りつつ、できる限り1年以内に速やかに退院できるよう良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制整備を促す。

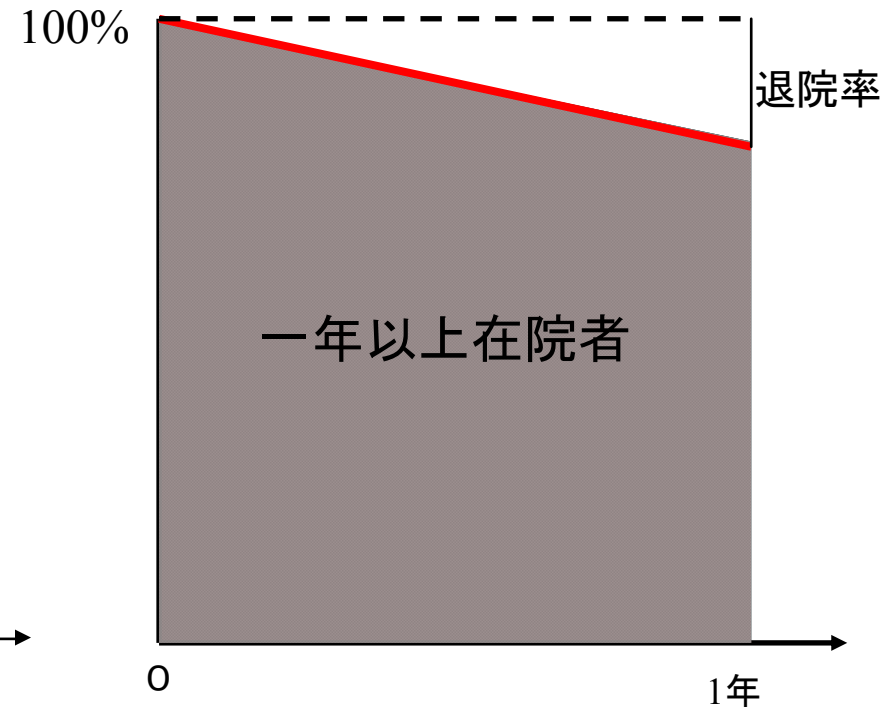
※2 既に1年以上入院している患者については、本人の病状や意向に応じて、医療(社会復帰リハビリテーション等)と地域生活支援体制の協働の下、段階的、計画的に地域生活への移行を促す。

## 平均残存率(一年未満群)

## 退院率(一年以上群)



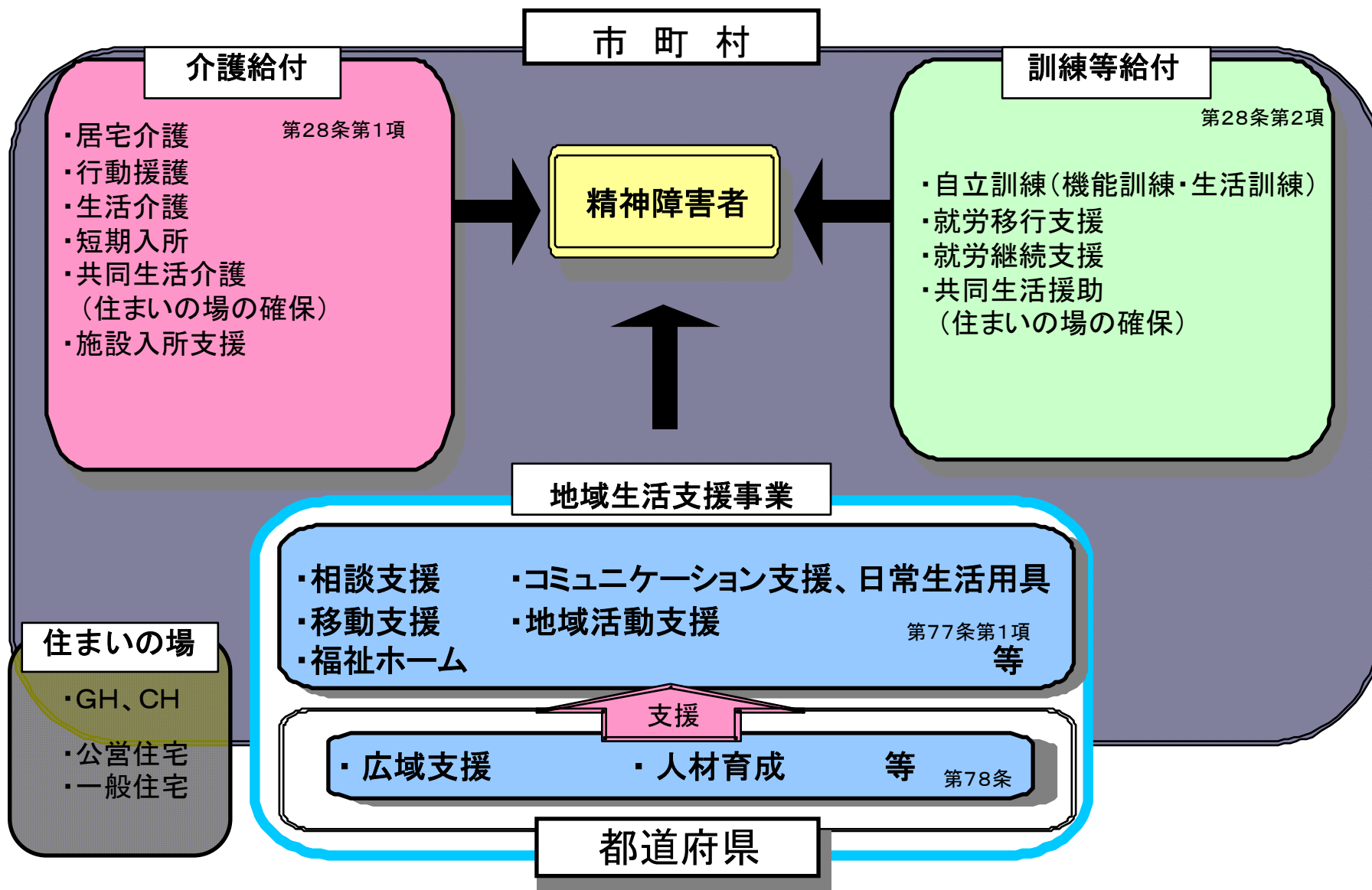
1年以内の退院(残存)曲線が囲む面積と同じとなるよう、各月の残存率を平均したもの。  
平均残存率に毎年の新規入院患者数を乗じて得た数は、1年以内入院患者にかかる必要病床数となる。



1年以上の在院患者から退院する者の数を1年以上の在院患者数で除したもの。  
退院率に1年以上の在院患者数を乗じて得た数は、1年以上の在院患者からの毎年の退院数となる。

# 障害者自立支援法と退院促進

# 精神障害者の福祉サービス



# 精神保健医療福祉の改革ビジョンと障害者自立支援法

## 精神保健医療福祉の改革ビジョン

### 精神障害者の地域生活支援のあり方に関する検討会

#### (地域生活支援の強化)

相談支援、就労支援等の施設機能の強化やサービスの充実を通じ市町村を中心に地域で安心して暮らせる体制を整備する。

### 心の健康問題の正しい理解のための普及啓発検討会

#### (国民理解の深化)

「こころのバリアフリー宣言」の普及等を通じて精神疾患や精神障害者に対する国民の理解を深める。

### 精神病床等に関する検討会

#### (精神医療の改革)

救急、リハビリ、重度などの機能分化を進めできるだけ早期に退院を実現できる体制を整備する。

#### 【主な重点施策】

- 市町村による相談支援体制を基礎として、重層的（都道府県・圏域・市町村）な相談支援体制を中心に、住・生活・活動の総合的な支援体制の整備
- 障害者の単身入居を推進するため、緊急時の連絡先や身元保証を求める住居提供者等のニーズに対応する体制の確保
- 精神障害者の雇用を促進するとともに、既存の授産施設等を継続的就労、就労移行支援、自立訓練、憩いの場と機能面から再編
- 市町村等がケアマネジメントを活用し総合的な「自立生活支援計画」を策定した上で、給付決定等がなされる仕組みの確立

## 障害者自立支援法

- 障害者施策を三障害一元化
- 相談支援、サービス利用仕組みを市町村に一元化
- 居住サポート事業の創設
- 既存の事業や施設について、機能に着目したサービス体系に再編
- 就労支援事業等の創設による就労支援の抜本的強化
- 審査会の導入等による支給決定プロセスの透明化
- ケアマネジメントによる「サービス利用計画」、「個別支援計画」の導入

精神保健・医療で対応



# 障害福祉サービス展開の数値ビジョン

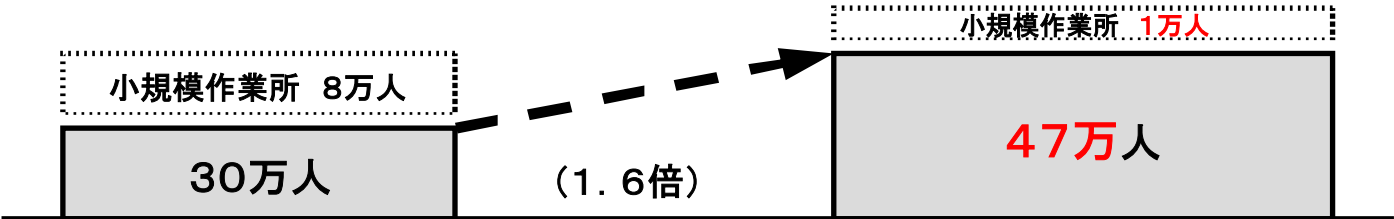
[平成17年度]

[平成23年度]

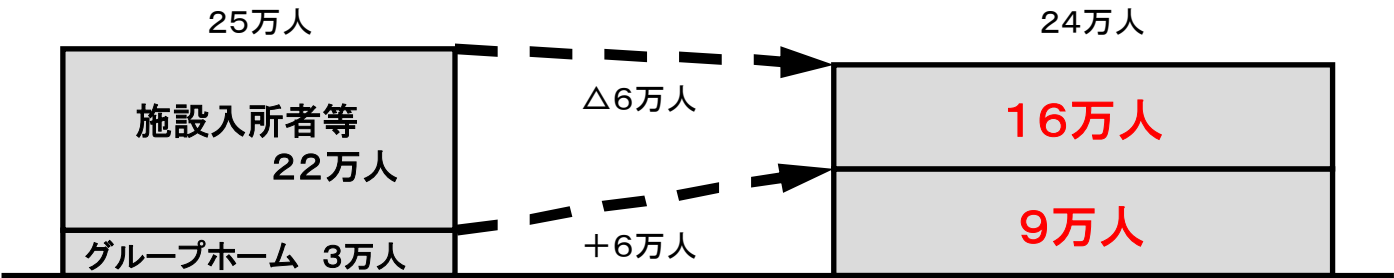
訪問系サービスの利用者数



日中活動系サービスの利用者数



居住系サービスの利用者数



一般就労への移行者数



福祉施設における雇用の場

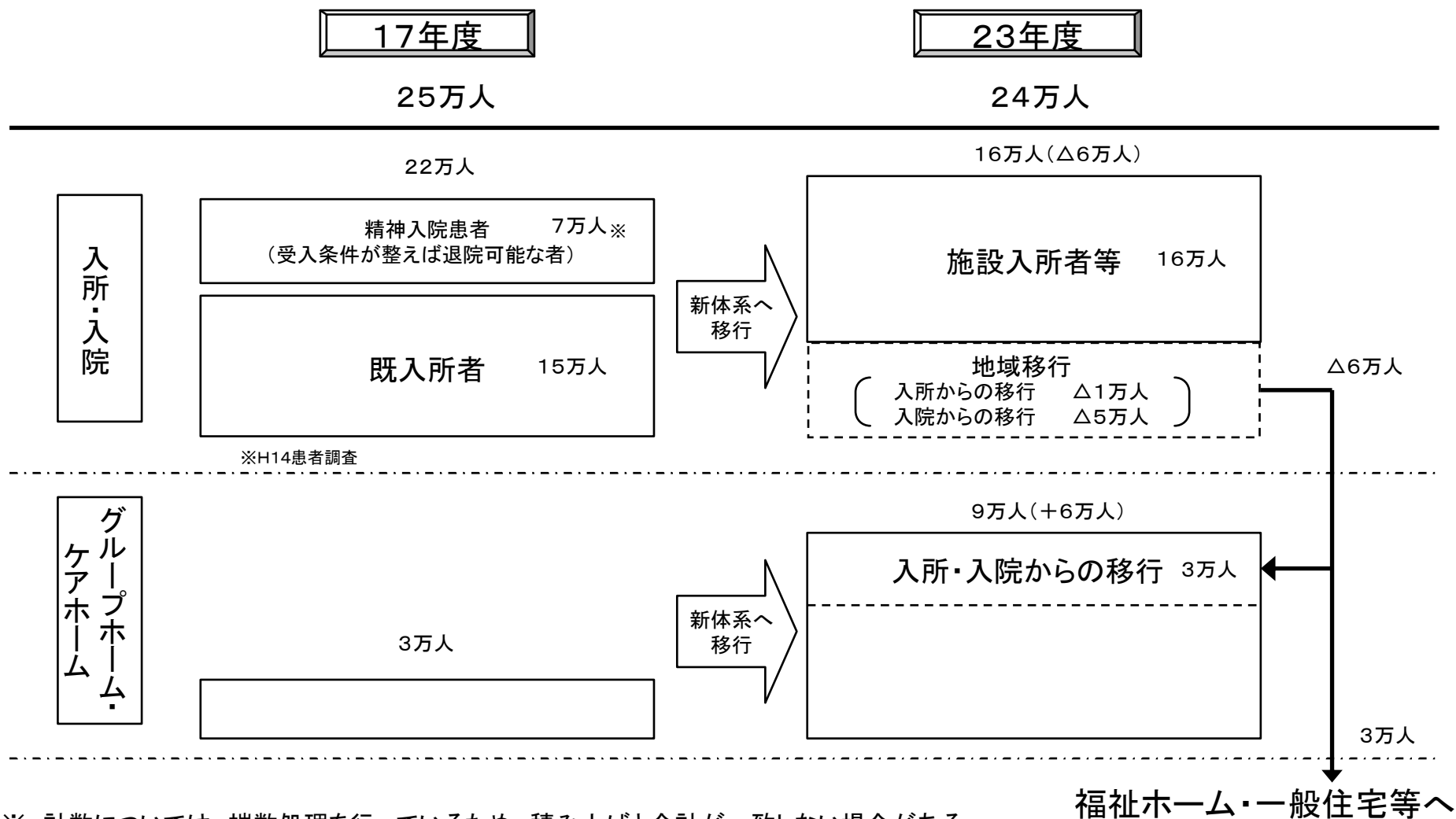


※ 計数については、端数処理を行っているため、積み上げと合計が一致しない場合がある

# 居住系サービス利用者の将来見通し

## <推計の考え方>

- 自立訓練事業等の実施に伴う施設入所からグループホーム・ケアホーム等への移行を推計。
- 受け入れ条件が整えば退院可能な精神入院患者の退院促進に伴う利用者数を推計。



※ 計数については、端数処理を行っているため、積み上げと合計が一致しない場合がある

# 障害福祉計画策定と精神障害者支援に係る主な視点

## ○個別給付サービスの見込みへの精神障害関連サービスの反映

介護給付、訓練等給付に係るサービスの見込みに当たっては、以下のような観点を踏まえつつ、精神障害者に係る必要量を反映したものとすることが必要。

- ・ 従来の制度下における精神障害者のサービス利用の伸び
- ・ 受入条件が整えば退院可能な精神障害者（約7万人）の解消に向けて、通常の伸びに加え特に必要と見込まれるサービス利用の伸び
- ・ 精神障害者社会復帰施設から新サービス体系への移行促進 など

※ 介護給付、訓練等給付の実施主体は、原則として入院・入所前に居住していた市町村。

## ○地域生活支援事業の活用による精神障害者支援

介護給付、訓練等給付に係るサービス以外にも、地域生活支援事業による支援を検討し、取組方針を計画に記載することが必要。

- 〈市町村〉 居住サポート事業、成年後見制度利用支援事業、地域活動支援センター事業による支援 など
- 〈都道府県〉 精神障害者退院促進支援事業による退院支援、就業・生活支援センター事業による支援 など

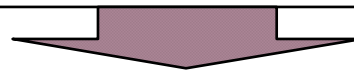
## ○精神障害者に係る相談支援体制の構築

障害者に係る一般的な相談支援は、障害種別を超えて横断的に市町村に一元化されることから、精神障害者に係る相談支援体制について、必要に応じて広域での共同実施等を視野に入れつつ整備することが必要。

- ・ 精神障害者に係るケアマネジメント体制
- ・ 医療と福祉の連携による退院時・後の支援など、関係機関・関係者の連携強化
- ・ 人材育成、広域調整など、都道府県による専門的、技術的支援 など

## ○精神障害に関する正しい理解の促進

障害種別を超えて福祉サービスの提供制度が一元化されることを踏まえ、他の障害と併せ、知識の普及啓発や交流等を通じて、精神障害に関する正しい理解の促進に資するための取組が重要。

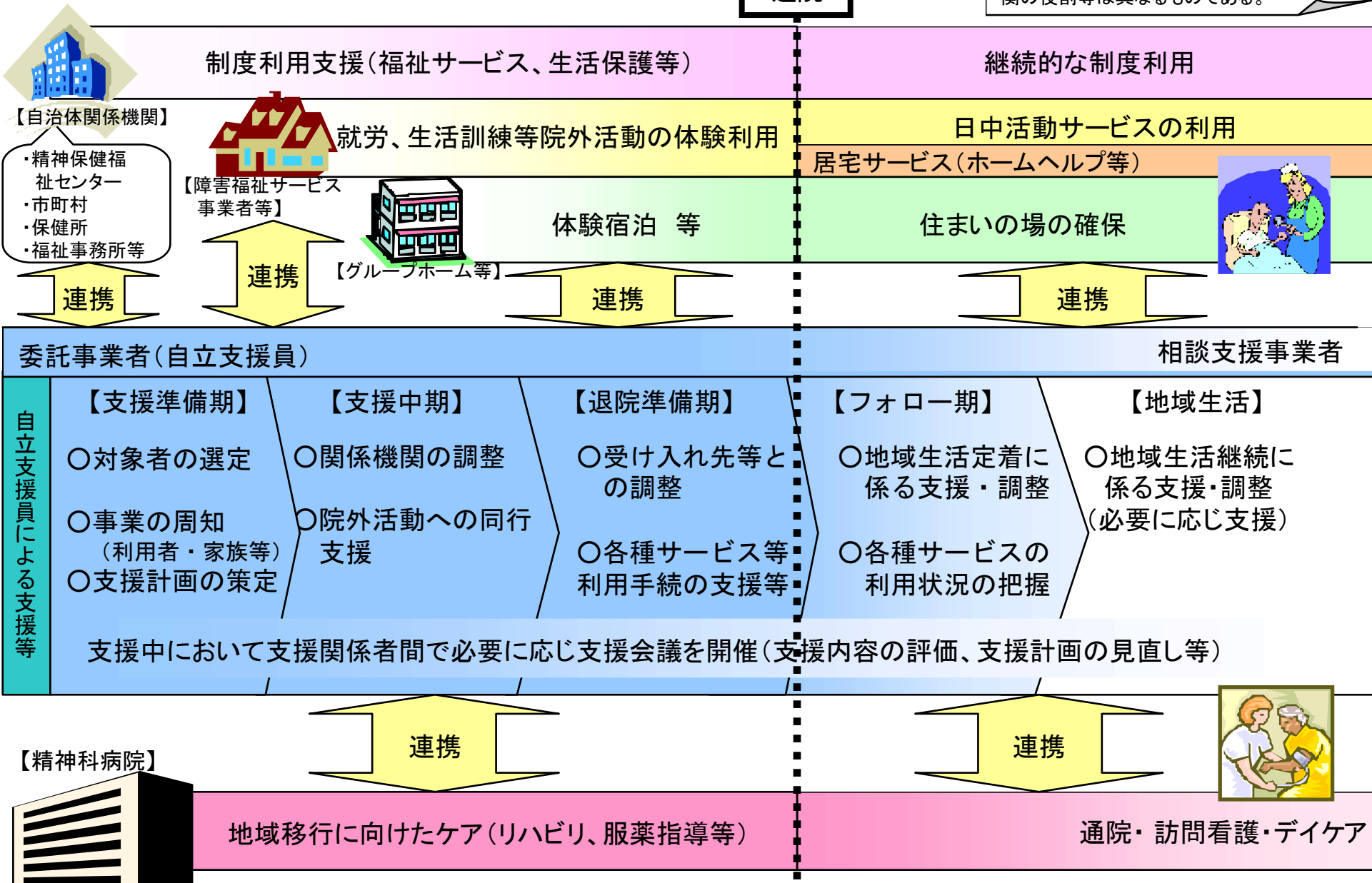


障害福祉計画において、精神障害者に係るサービスの必要量とその確保方策、相談支援や居住支援など、精神障害者の退院後の地域生活・社会復帰を支える地域体制づくりを推進

# 精神障害者退院促進支援事業の流れ(イメージ)

ここにお示しているのは、事業の基本的なイメージであり、地域の状況に応じて関係機関の役割等は異なるものである。

退院



# 障害者相談支援事業のイメージ

## 地域生活支援事業

障害者相談支援事業  
(交付税)

市町村相談支援機能強化事業

成年後見制度利用支援事業

住宅入居等支援事業  
(居住サポート事業)

福祉サービス利用援助

ピアカウンセリング

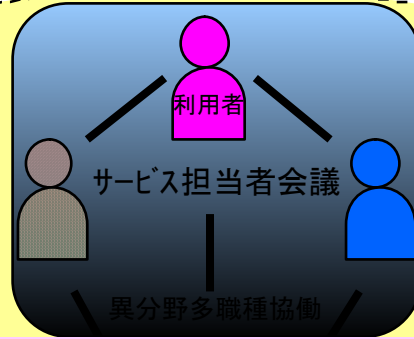
権利擁護のための必要な事業

障害程度区分にかかる認定調査の委託の場合

- ・認定調査の実施
- ・サービス利用意向の聴取

サービス利用計画作成・フォローの場合

- ・サービス利用計画作成・フォロー支援
- ・利用者負担額の上限管理

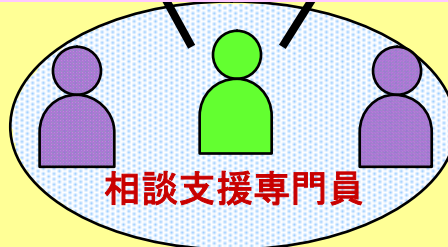


社会生活力を高めるための支援

社会資源の活用支援

専門機関の紹介

総合的な相談支援

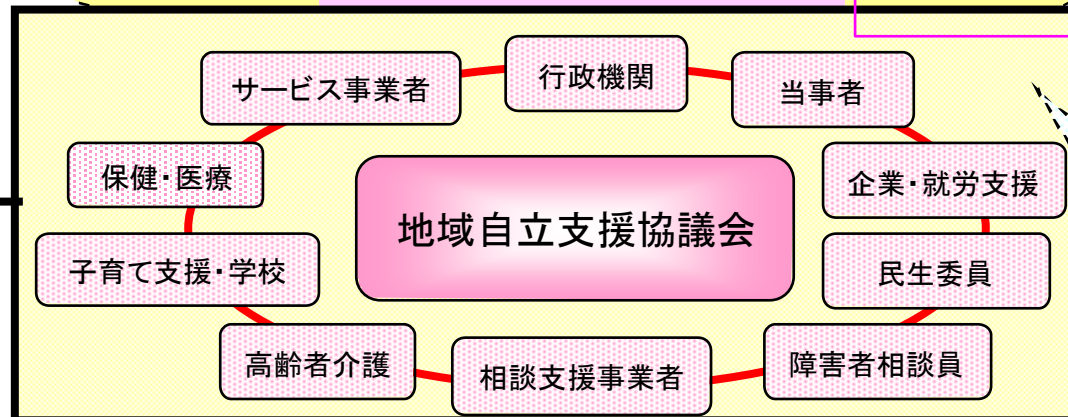


地域自立支援協議会の運営

- ・委託相談支援事業の運営評価
- ・中立公平性の確保
- ・困難事例への対応協議調整
- ・ネットワーク構築
- ・地域資源の開発改善
- ・人材活用(専門的職員・アドバイザー)

サブ協議会

権利擁護  
就労支援  
地域移行等



自立支援協議会を市町村が設置し、中立・公正な事業運営の評価を行う他、権利擁護等の分野別サブ協議会等を設置運営する。  
(市町村単位・圏域単位)

# 精神障害者の地域生活を支える資源

## 就労支援機関

- ・ 求職支援
- ・ 就労訓練
- ・ 就労相談 等

## 市町村・福祉事務所

- ・ 生活保護
- ・ 権利擁護 等

## 介護保険事業者

## 当事者団体等

- ・ ピアサポート 等

## ケアマネジメント (相談支援事業)

### サービス利用計画作成費 (指定相談支援事業者)

対象者：障害福祉サービスを利用する者（GH、自立訓練利用者等を除く）

- ①入所・入院から地域生活へ移行するため、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者
- ②単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者

## 医療機関

### 医療サービスの提供

- ・ 通院
- ・ 訪問診療・看護
- ・ デイケア 等

## 保健所／精神保健福祉センター

- ・ 患者教育
- ・ 訪問指導
- ・ デイケア
- ・ 電話相談 等

## 障害福祉サービス事業者

### 日中活動支援

- ・ 就労支援事業
- ・ 生活訓練
- ・ 地域活動支援センター 等

### 住まいの場の提供

- ・ グループホーム
- ・ ケアホーム
- ・ 福祉ホーム
- ・ 居住サポート
- ・ 公営住宅 等

### 居宅生活支援

- ・ ショートステイ
- ・ ホームヘルプ 等



# 地域生活支援事業と精神障害者支援

- 地域の実情に応じて、柔軟に実施されることが好ましい各般の事業について、地域生活支援事業として法定化。国は、予算の範囲内において、市町村及び都道府県の実施する地域生活支援事業の実施に要する費用の2分の1以内(都道府県は市町村に4分の1以内)を補助。
- 精神障害者のニーズを踏まえ、居住サポート事業や退院促進支援事業を市町村、都道府県の事業として位置づけ。

## 市町村事業の例

### ○障害者相談支援事業〈地方交付税〉

地域の障害者等の福祉に関する相談に応じて、必要な情報の提供や助言などを行う。

### ○市町村相談支援機能強化事業〈国庫補助〉

相談支援事業の機能強化のため、保健師、精神保健福祉士、社会福祉士等の専門的職員を配置する。

### ○成年後見制度利用支援事業〈国庫補助〉

知的障害者、精神障害者のうち判断能力が不十分な者について、成年後見制度の利用を支援する。

### ○住宅入居等支援事業(居住サポート事業)〈国庫補助〉

賃貸住宅への入所を希望しているが保証人不在等の理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等の支援や、家主等への相談・助言等を行う。

### ○地域活動支援センター事業〈国庫補助〉

障害者等に対し、通所で、創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流促進などを、地域の実情に応じて実施。

## 都道府県事業の例

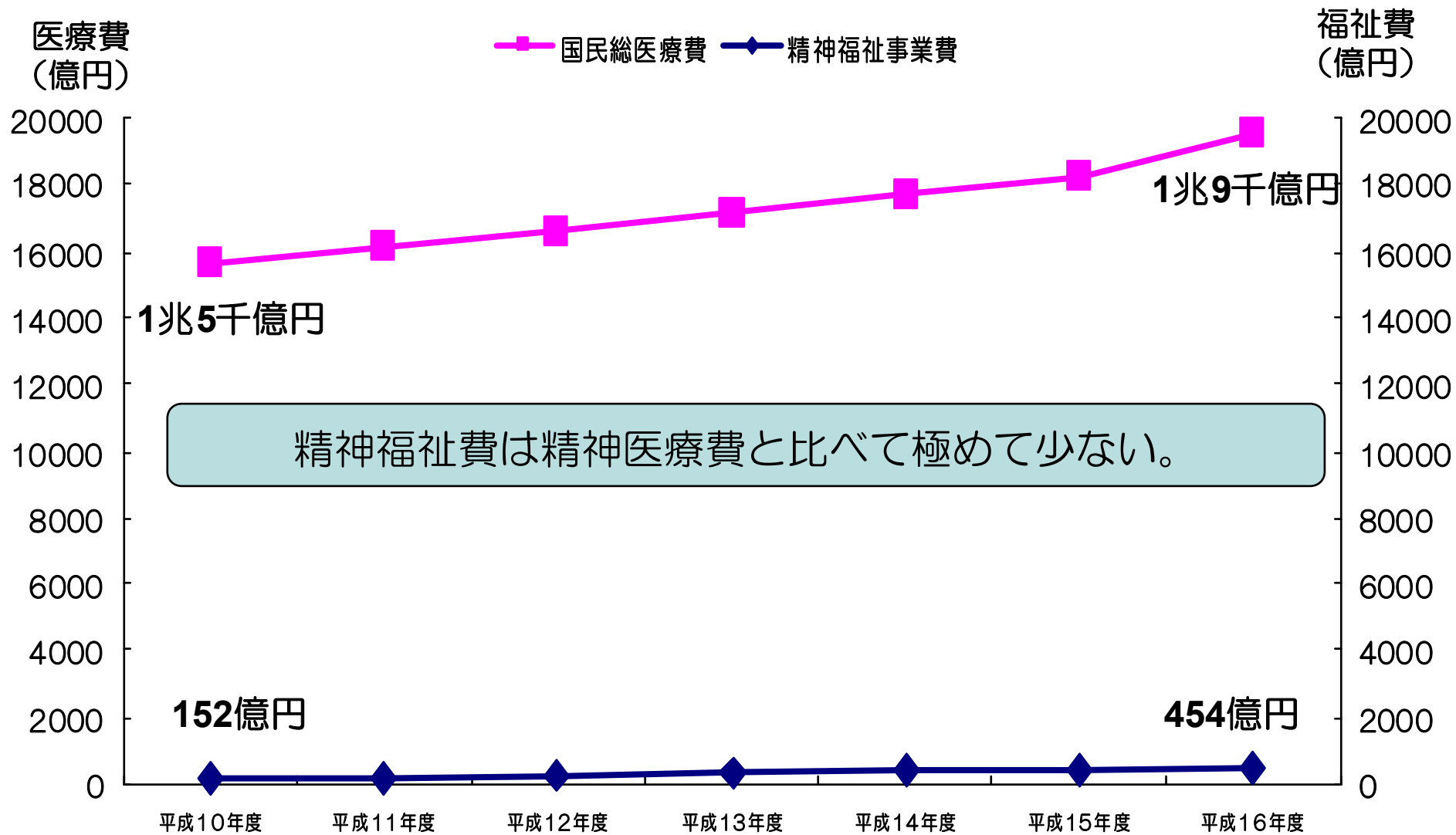
### ○精神障害者退院促進支援事業〈国庫補助〉

受入条件が整えば退院可能である精神障害者に対し、退院に向けた支援を行う。

# 精神障害及び施策の現状



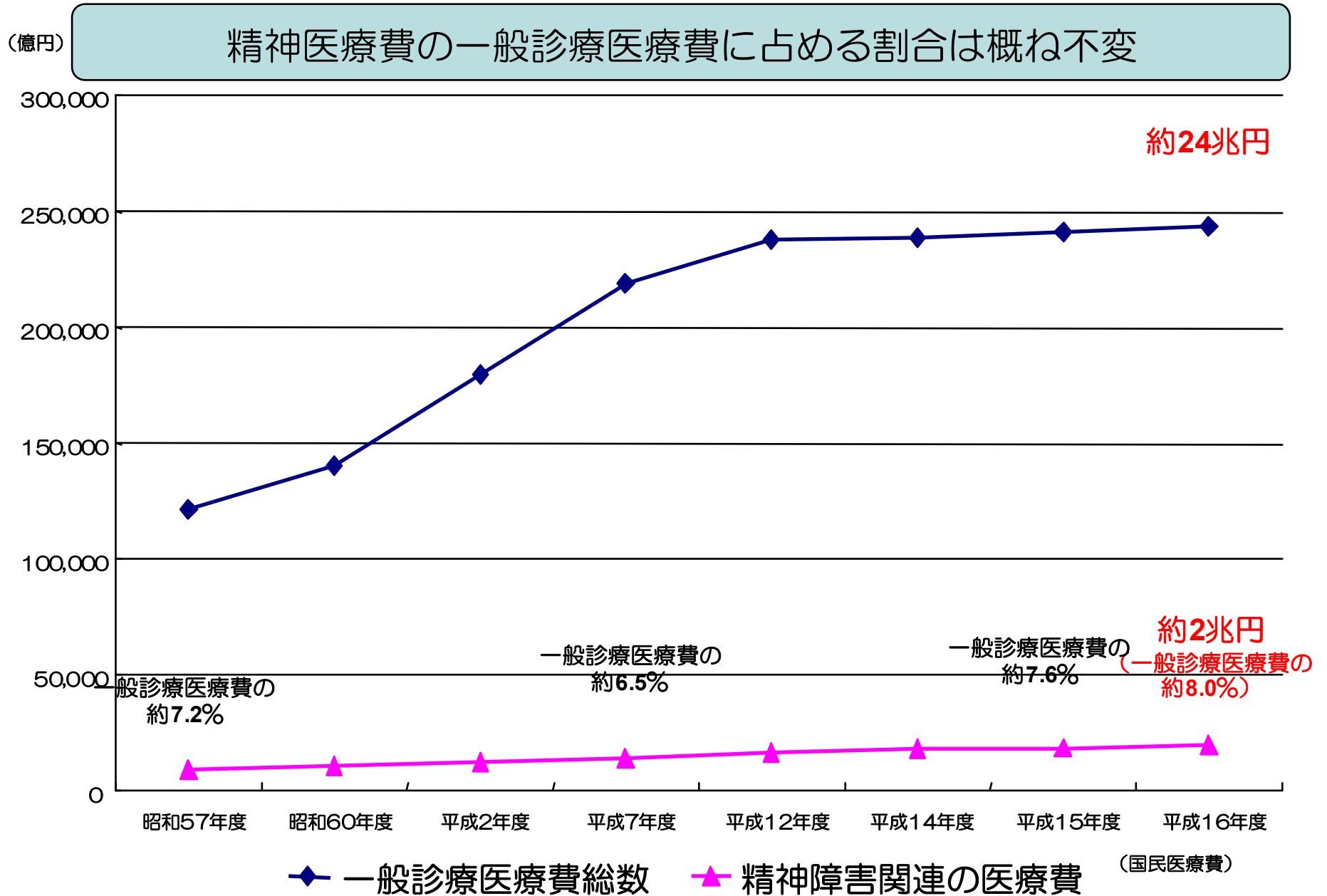
# 精神医療費と精神福祉費の推移



医療費；平成15年度「国民医療費」

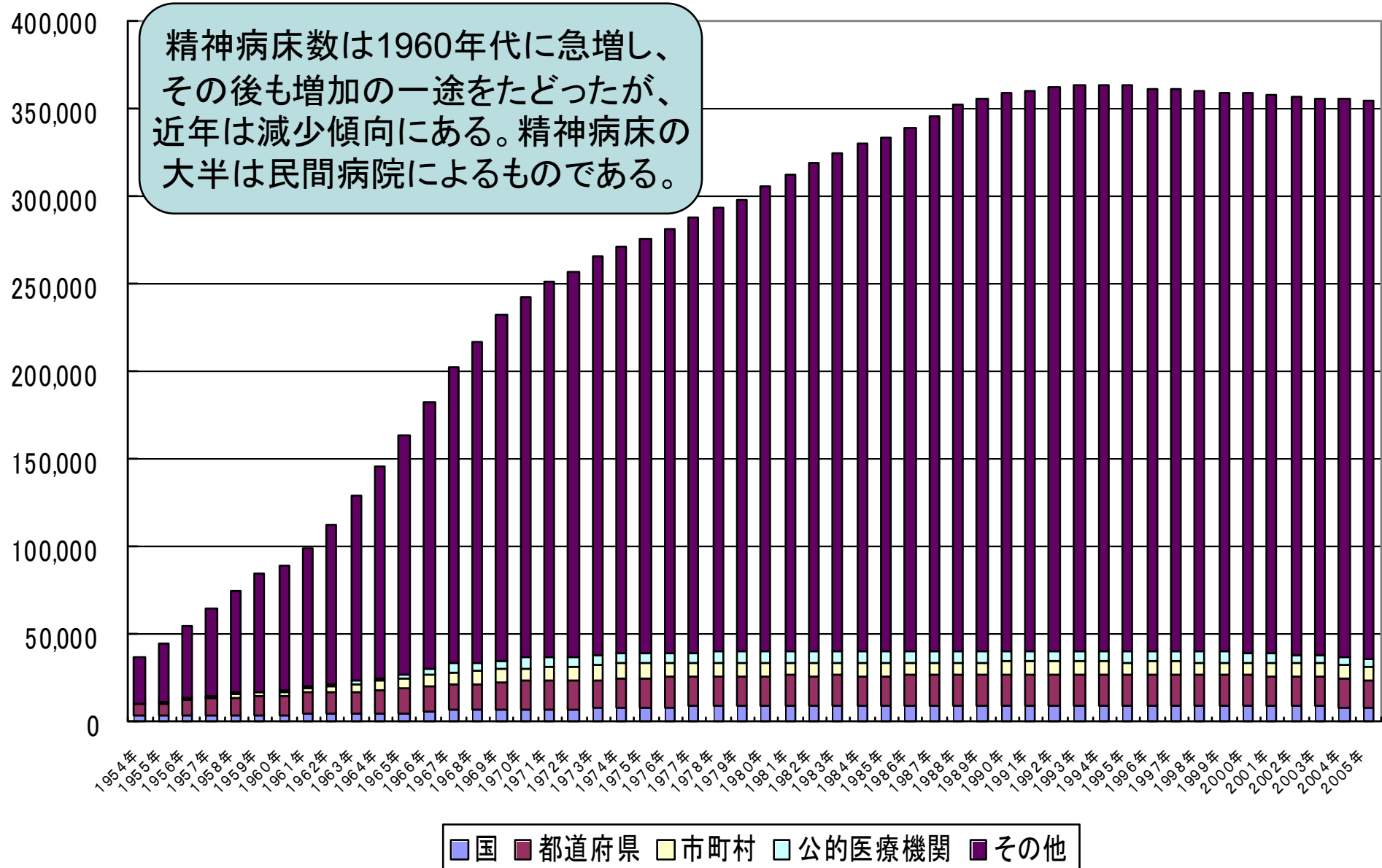
福祉費；平成15年度国庫補助額から推計

# 一般診療医療費と精神医療費の年次推移

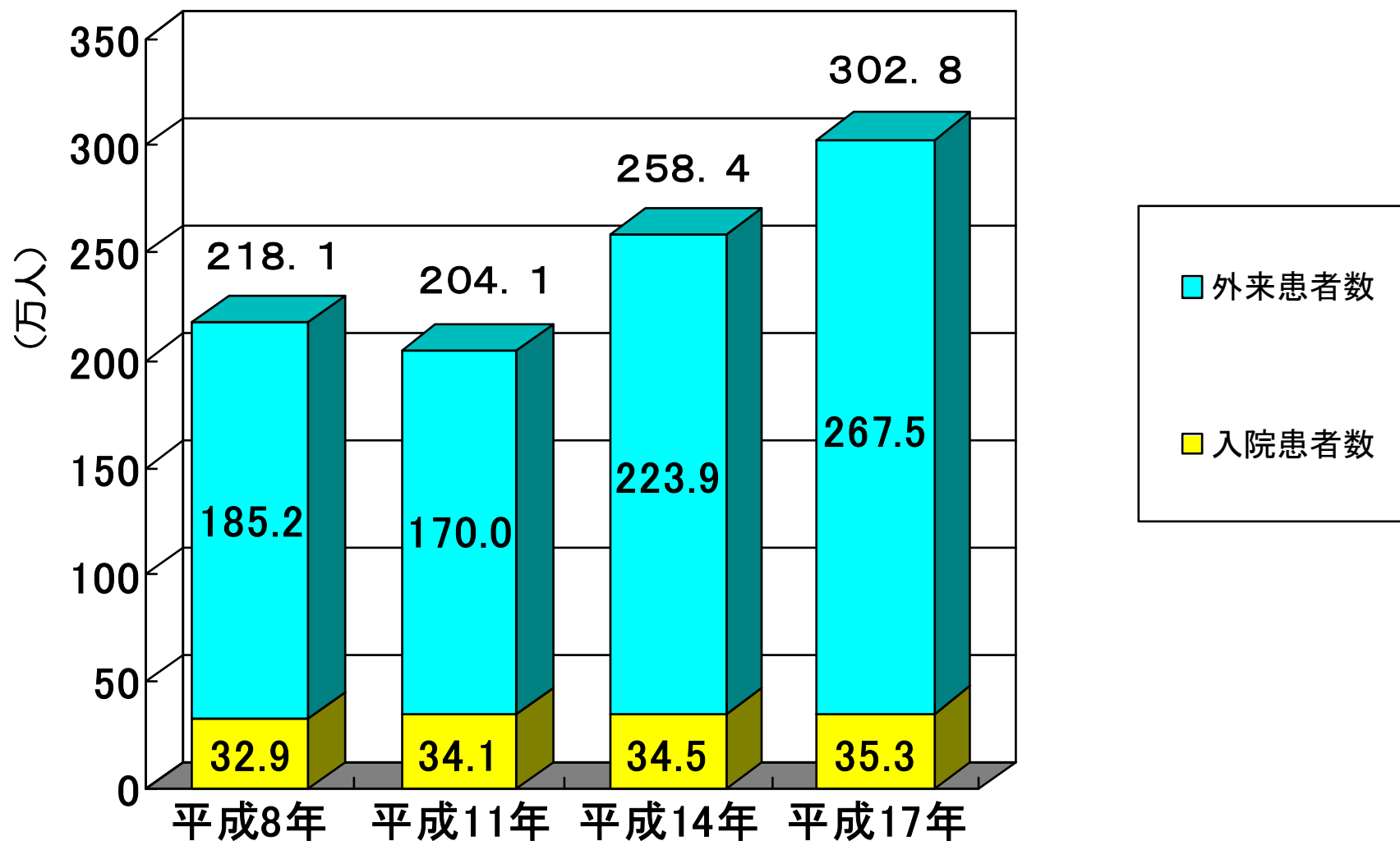




# 開設者別精神病床数の推移

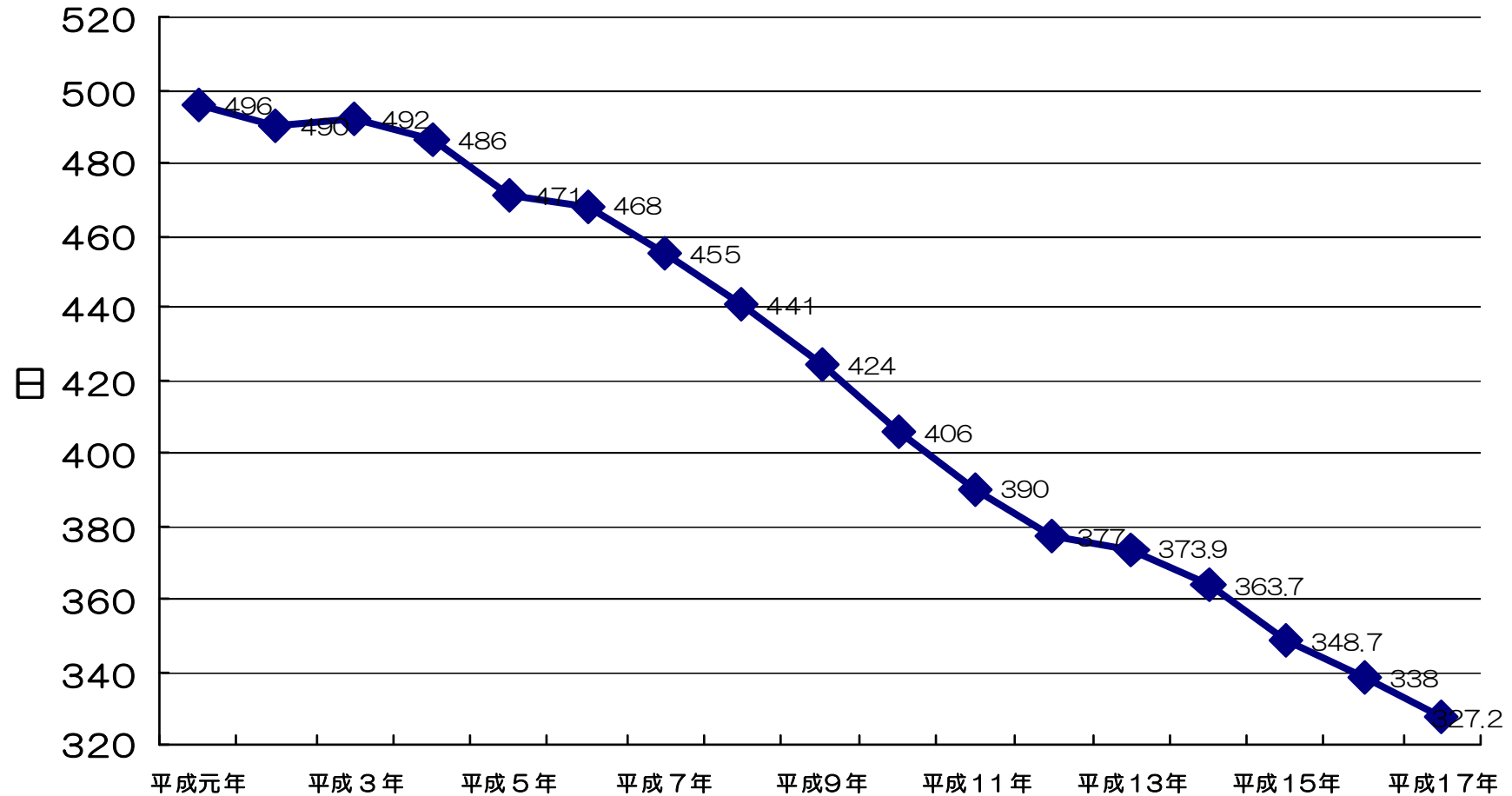


# 患者数全体（入院患者数・外来患者数）



【出典】 患者調査

# 精神病床の平均在院日数の推移



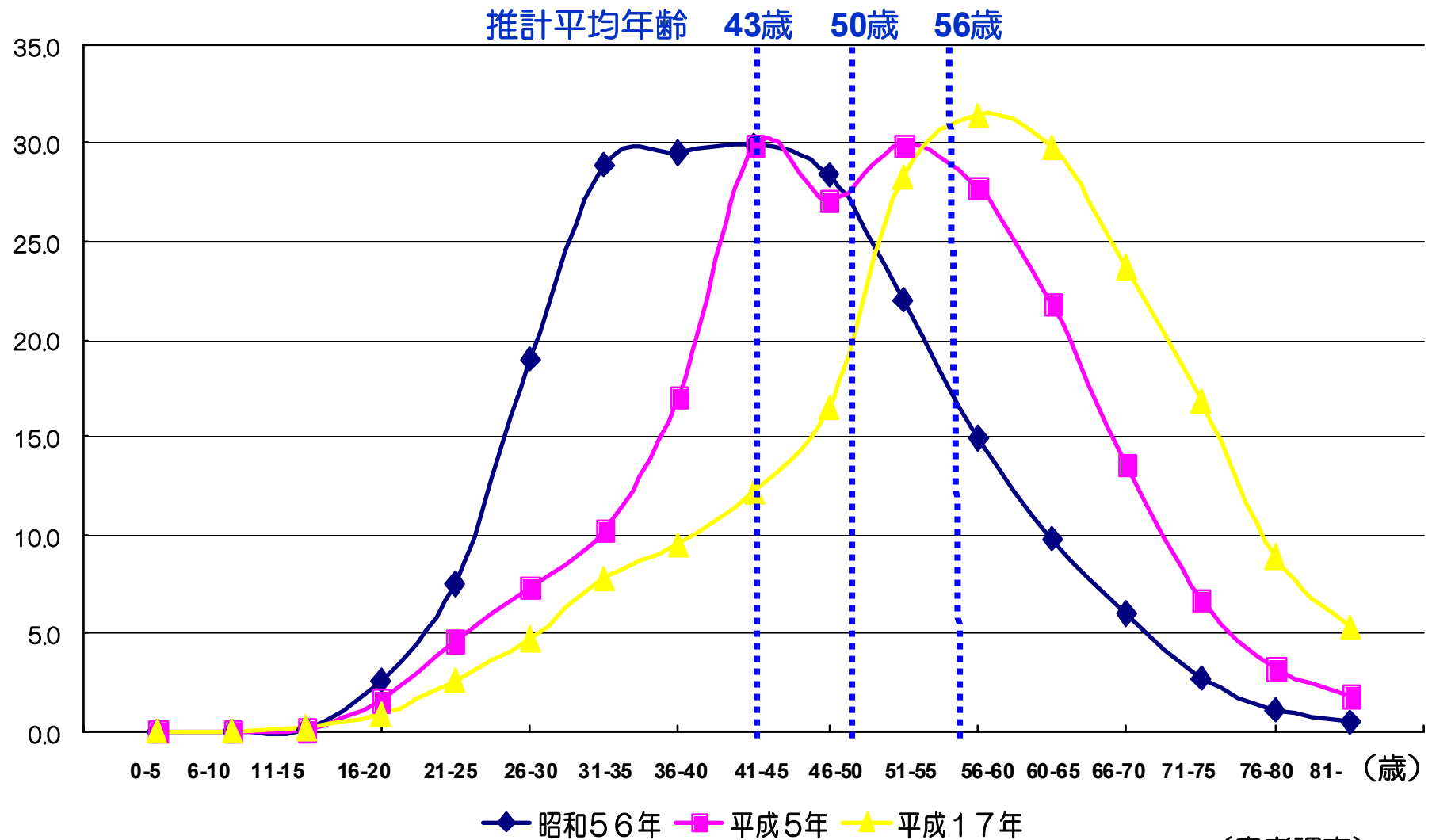
資料：厚生労働省 病院報告

年間在院患者延数

※平均在院日数 = 
$$\frac{\text{年間在院患者延数}}{\frac{1}{2} \times (\text{年間新入院患者数} + \text{年間退院患者数})}$$

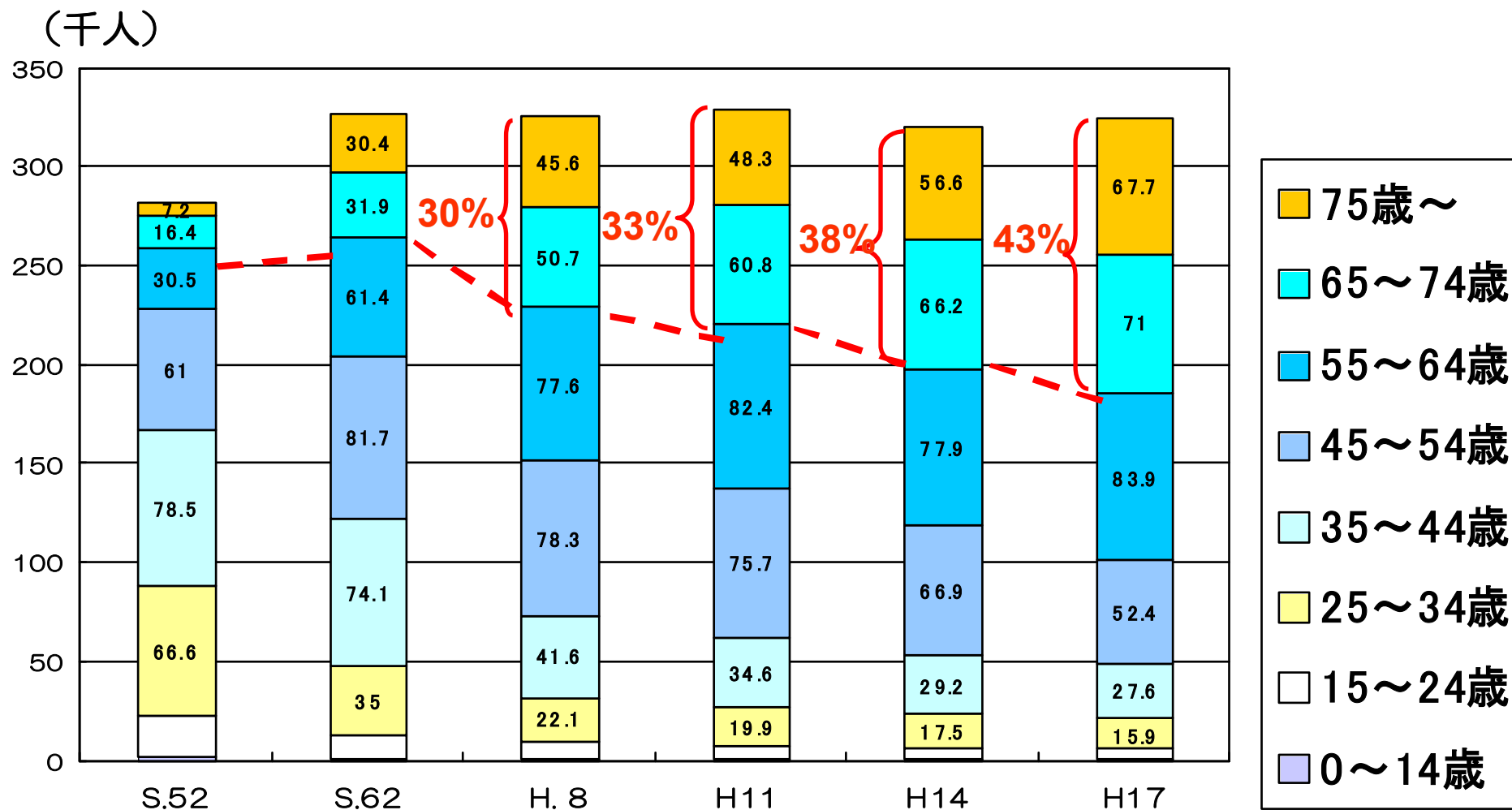
# 精神病床における年齢階級別の 統合失調症の推計入院患者

(千人)



(患者調査)

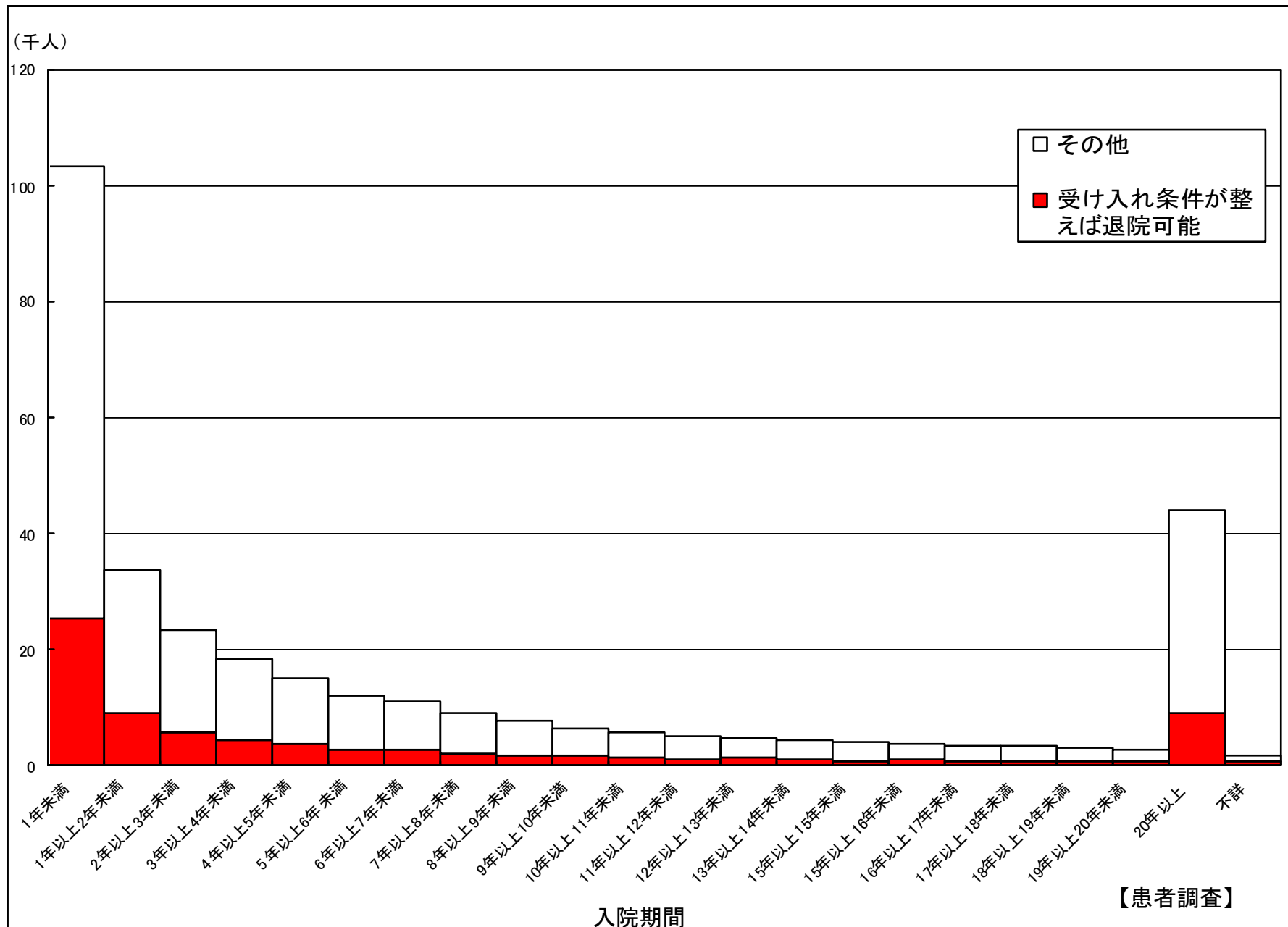
# 入院患者の年齢分布



出典：患者調査



# 受入条件が整えば退院可能な精神障害者数（入院期間別）



# 退院可能精神障害者の解消に向けた主な対応

## 自立支援法における対応

### 【障害福祉施策の一元化】

これまで支援費制度の対象になっていなかった精神障害を含め、障害福祉サービスの提供責任を市町村に一元化。

### 【退院の受入体制の整備】

障害福祉計画において、「7万人」に関する減少目標値(平成23年度)を設定。

また、それに伴い必要となる福祉サービスを見込量に反映。

#### 退院促進に伴う利用者見通し推計(平成23年度)

ホームヘルプサービス利用	2万人
日中活動利用	3万人
グループホーム等利用	3万人

退院促進支援事業(都道府県)、相談支援事業(市町村)等を通じて、医療と福祉で連携して退院支援を推進

## 精神科医療における対応

### 【基準病床数算定式の見直し】

平均残存率(新規入院した患者の中で1年を超えて入院するに至った者の割合)の低下、退院率(一年以上入院している患者の中で退院する者の割合)の向上、即ち、早期退院を支援する精神医療提供体制を目指す算定式に見直し(18年4月施行)。



平均残存率、退院率の目標値達成によって、約7万床相当の病床数の減少を促す。

### 【18年度診療報酬改定】

急性期入院医療の評価引き上げ、退院前訪問指導の回数上限緩和など、精神科医療における課題への対応に着手。

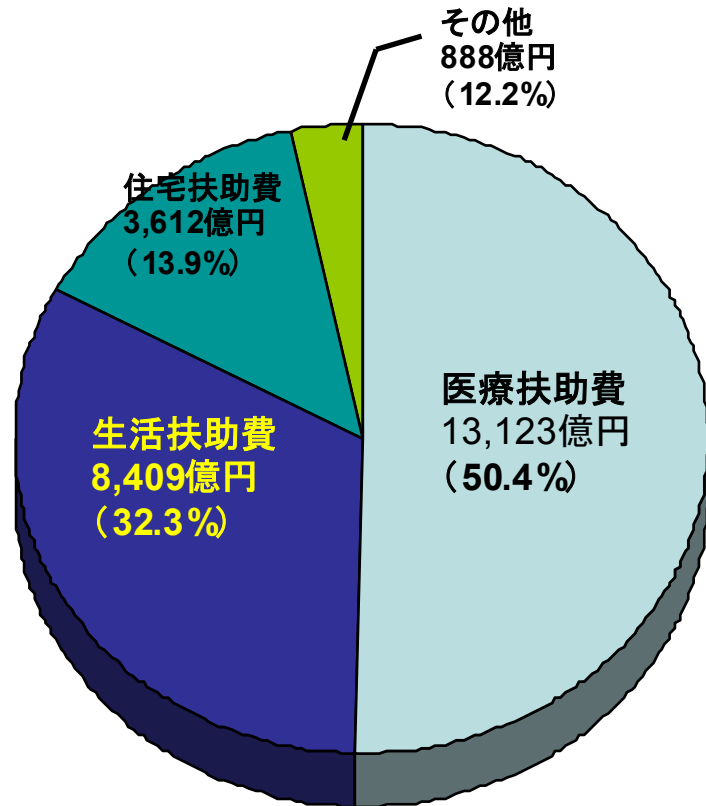
受け皿づくり

平成24年度までに退院可能な精神障害者の解消を目指す

# 生活保護と退院促進

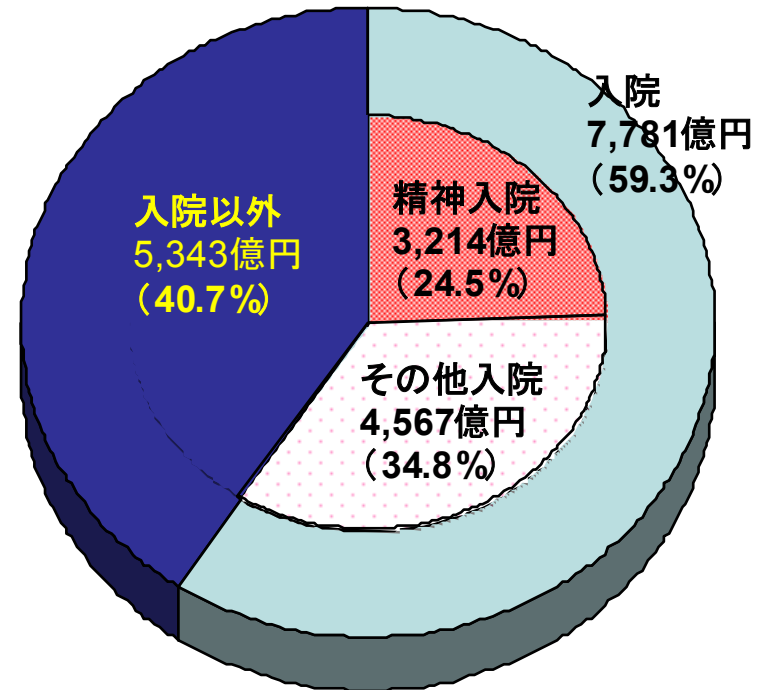
# 医療扶助費の現状

生活保護費の内訳(平成19年度予算)



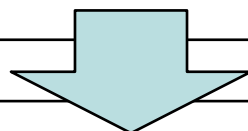
生活保護費 総額2兆6,033億円

医療扶助費の内訳



## 生活保護精神障害者退院促進計画の策定

○退院可能精神障害者数のうち、2割程度が生活保護を受給していることから、生活保護においても、適切な受入先の確保、個々の退院阻害要因の解消や退院に向けた指導援助を行うための自立支援プログラムの導入などにより計画的に退院促進を進めていくことが必要



○平成19年中に、各福祉事務所において、平成23年度における退院可能精神障害者数の減少目標値を盛り込んだ「生活保護精神障害者退院促進計画」を策定し、当該目標を達成するための所要の対策を実施

### 【計画策定の流れ(例)】

- ①各福祉事務所において退院可能精神障害者数を把握
- ②平成23年度まで各年度における減少目標値を設定
- ③退院促進を図るための取組等の計画・実施

各福祉事務所における退院促進の取組を支援するため、平成19年度予算において、セーフティネット支援対策等事業費補助金のメニューとして「精神障害者退院促進事業」を創設し、各福祉事務所に精神障害者退院推進員を配置するための費用や、関係団体へ退院促進事業の実施を委託する費用等について補助を行う。

## 生活保護精神障害者退院促進事業の概要(退院推進員の業務)

### ア 支援対象者の把握

福祉事務所と精神科病院で協議し、生活保護受給者で長期に精神病院に入院している者のリストの中から、退院可能性のある者を選定

### イ 支援対象者(被保護者)ごとの自立支援計画の策定

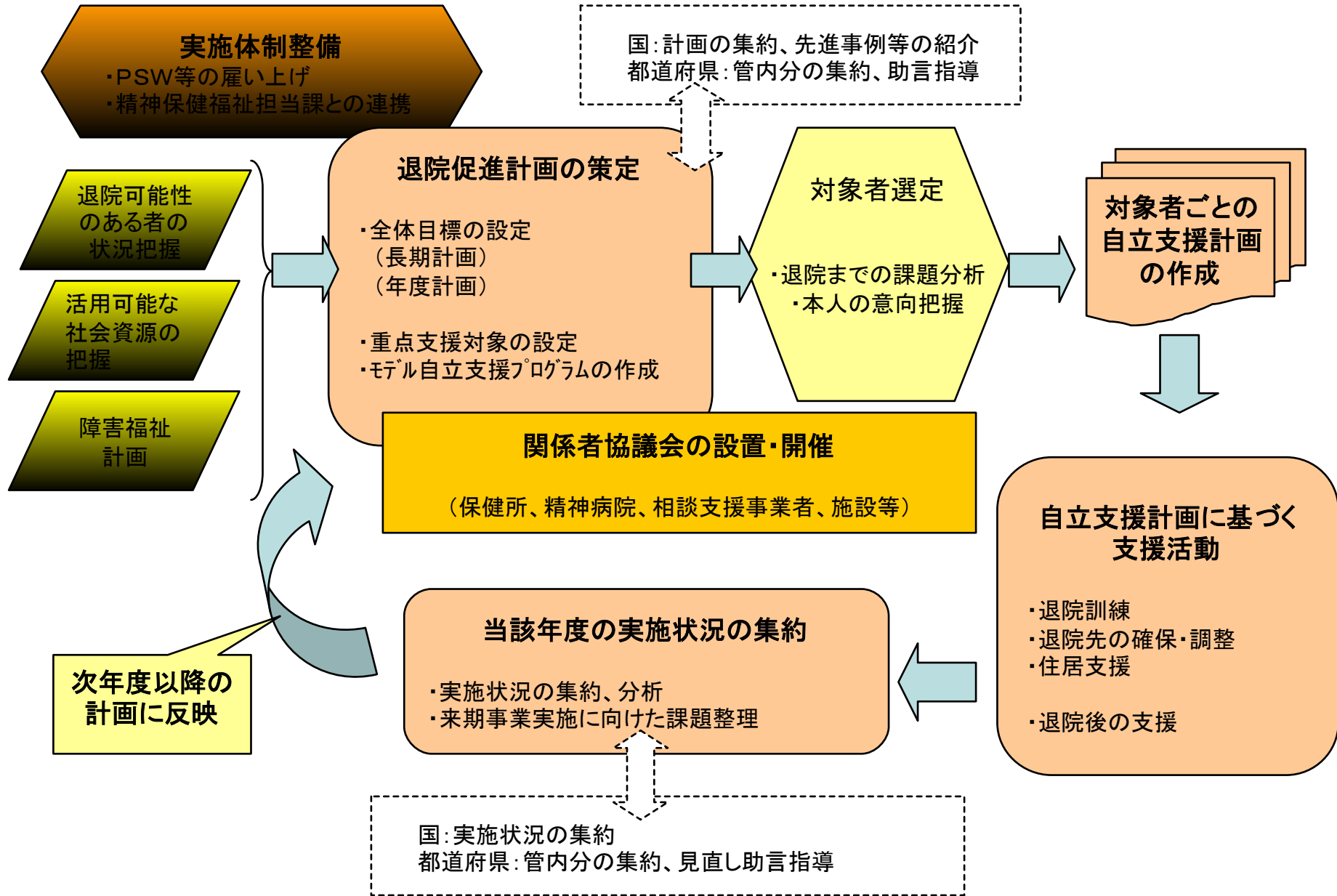
選定した対象者を退院させ、施設入所や在宅生活に復帰させるまでの課題を分析し、自立支援計画を策定

### ウ 自立支援計画に基づく支援

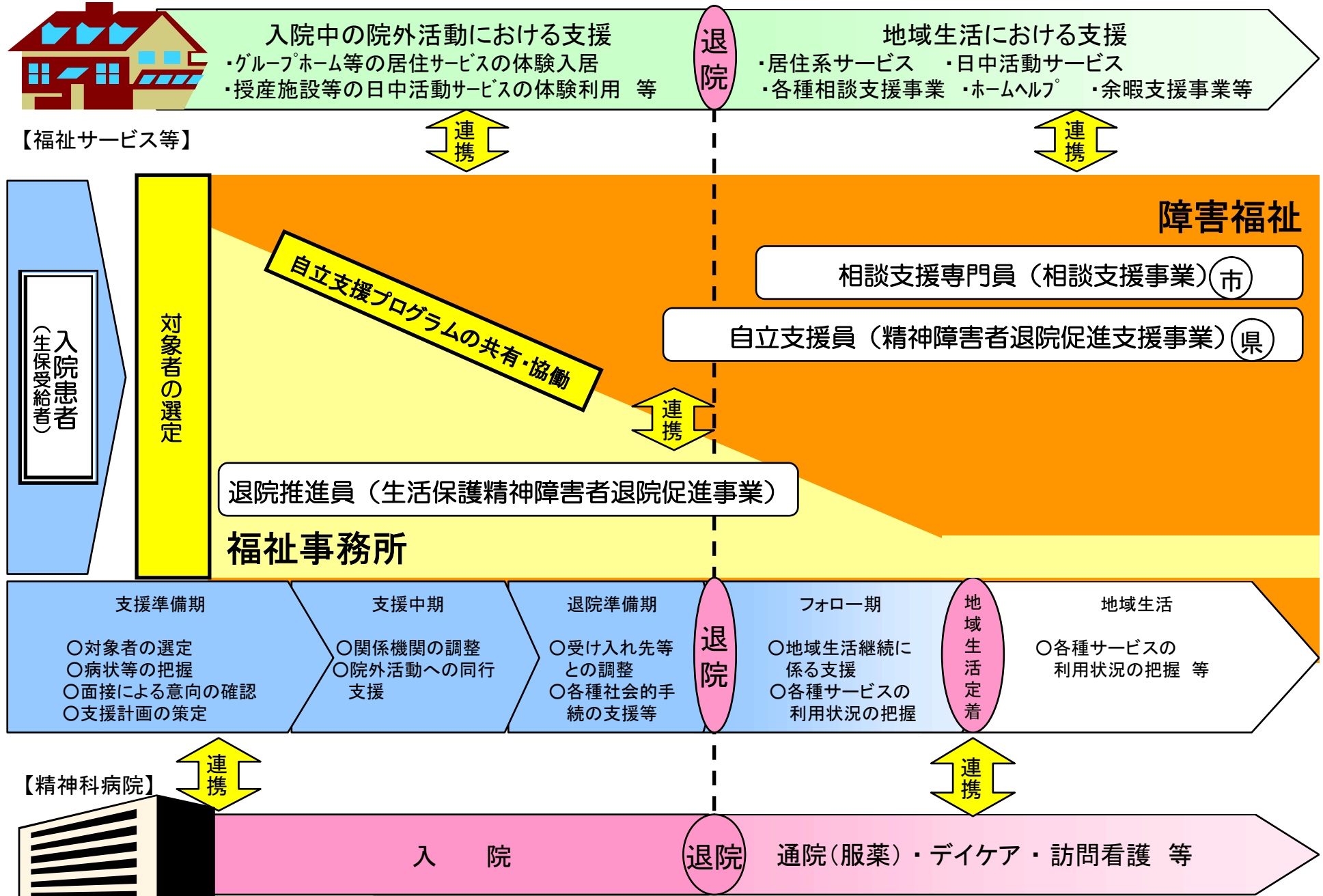
自立支援計画に基づいて、患者・家族との相談、退院後にサービスを提供する施設の選定・調整を行うとともに、病院における退院前の訓練、社会福祉施設等による退院後の訓練、サービスを提供

### エ 必要に応じた関係機関(自立支援員<障害福祉施策・県委託事業>、精神病院関係者、障害福祉部門担当者等の連携)との連携

# 生活保護精神障害者退院促進事業の流れ(イメージ図)



# 福祉事務所（生活保護）と障害福祉施策の連携





# 障害者自立支援法円滑施行 特別対策

# 障害者自立支援法の円滑な運営のための 改善策について

○ 障害者自立支援法は、地域移行の推進や就労支援の強化など、障害者が地域で普通に暮らせる社会の構築を目指すものであり、この改革を着実に定着させていくことが必要。

○ しかしながら、本改革が抜本的なものであることから、さまざまな意見が存在。こうした意見に丁寧に対応するため、法の枠組みを守りつつ、3年後の見直しまでの措置として、以下の3つの柱からなるもう一段の改善策を講じる。

【改善策の規模：1,200億円(国費)】

- |                       |                        |
|-----------------------|------------------------|
| ① 利用者負担の更なる軽減         | (19年度当初、20年度当初：計240億円) |
| ② 事業者に対する激変緩和措置       | (18年度補正：300億円)         |
| ③ 新法への移行等のための緊急的な経過措置 | (18年度補正：660億円)         |

※ ②及び③は、18年度補正で都道府県に基金を造成し、20年度まで事業を実施

## (参考) 精神障害者の地域生活支援関連事業について

### 1 住まいの場の確保

#### (1) 障害者自立支援基盤整備事業

ケアホーム等を実施するアパート等のバリアフリー化等に必要な改修工事

○ 補助単価 1件 2,000千円以内

#### (2) グループホーム・ケアホーム整備推進事業

グループホーム等を実施するに当たり、アパート等の借り上げに伴い、初度に係る敷金・礼金に対し助成する。

○ 補助単価 入居者1人当たり133千円以内

### 2 就労・日中活動の場の確保

#### (1) 通所サービス利用促進事業

通所サービスの利用につき、利用者の送迎を行った場合に当該送迎に要する費用を助成する。

○ 補助単価 1事業所当たり3,000千円以内

#### (2) 小規模作業所緊急支援事業

直ちに新たなサービスへ移行が困難な小規模作業所を支援する。

○ 補助単価 1事業所当たり1,100千円以内

(3) デイサービス事業等緊急移行支援事業

直ちに新たなサービスへ移行が困難な精神障害者地域生活支援センターを支援する。

○ 補助単価 1事業所当たり3,000千円以内

(4) 障害者自立支援基盤整備事業

小規模作業所を新体系の設備基準に適合させるための改修工事に対し助成する。

○ 補助単価 1施設当たり 20,000千円以内

(5) 移行等支援事業

小規模作業所等が新たなサービスへ円滑に移行できるよう、コンサルタント派遣や移行推進研修会を開催する。

○ 補助単価 1都道府県当たり16,000千円

(6) 就労支援事業移行初期支援強化事業

【障害者職場実習設備等整備事業】

職場実習を受け入れる企業等が、受入のために企業内に設備の更新等を実施した場合にその費用を助成し、職場実習の受入先の確保を促進する。

○ 補助単価 1企業当たり5,000千円

【就労支援ネットワーク構築事業】

障害保健福祉圏域における就労支援ネットワークの構築に必要な会議、情報共有化のためのホームページ構築、研修会等に要する費用を助成する。

○ 補助単価 1障害保健福祉圏域当たり1,000千円

### 3 相談支援、地域づくり等

#### (1) 相談支援体制整備特別支援事業

##### 【特別アドバイザー派遣事業】

自立支援協議会をはじめとする地域の相談支援体制の構築に向けて、先進地のスーパーバイザー等を特別アドバイザーとして招聘する費用を助成する。

○ 補助単価 1都道府県当たり2年間で14,000千円以内

##### 【相談支援事業立ち上げ支援事業】

相談支援事業の立ち上げに当たり、必要な設備整備等について支援する。

○ 補助単価 1事業所当たり1,000千円以内

##### 【ピアサポート強化事業】

障害者を対象として地域交流や自己啓発などの社会参加に資する事業(障害当事者が障害者の活動をサポートする形態とする。)を実施する場合に、必要な設備整備等を支援する。

○ 補助単価 1障害福祉圏域当たり1,950千円以内

#### (2) 障害者自立支援基盤整備事業

相談支援事業を行うために必要な既存建物の改修工事

○ 補助単価 1施設当たり5,000千円以内

### (3)精神障害者退院促進強化事業

地域において指導的役割を果たす退院促進に関する専門家を養成するとともに、地域における受入基盤の拡充を図ることにより、退院促進支援事業の円滑かつ効率的な実施を図る。

#### 【専門家の養成研修】

都道府県職員等を対象に、長期入院者への支援に必要な知識・技術の習得、先進地における実習 等

○ 補助単価 1都道府県当たり610千円以内

#### 【退院支援に関する理解促進のための基礎研修】

市町村職員、地域住民等を対象に、精神障害者の特性の理解、元社会的入院者の体験談、病院見学 等

○ 補助単価 1障害保健福祉圏域当たり2,000千円以内